

1. 議事日程

(平成20年第1回安芸高田市議会3月定例会第9日目)

平成20年2月27日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
11番	藤 井 昌 之	12番	青 原 敏 治
13番	金 行 哲 昭	14番	杉 原 洋
15番	入 本 和 男	16番	山 本 三 郎
17番	今 村 義 照	18番	玉 川 祐 光
19番	岡 田 正 信	20番	亀 岡 等
21番	渡 辺 義 則	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	児玉 更太郎	副市長	藤川 幸典
総務企画部長	新川 文雄	政策推進部長	田丸 孝二
市民生活部長	平下 和夫	福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政 克行
地域経済推進部長	清水 盤	産業建設部長兼 公営企業部長	金岡 英雄
教育長	佐藤 勝	教育次長	益田 博志
消防長	竹川 信明	八千代支所長	榎原 秀克
美土里支所長	清水 勝	高宮支所長	近藤 一郎
甲田支所長	垣野 内 壮	向原支所長	田口 茂利
総務課長	高杉 和義	行政経営課長	森川 薫
会計管理者	立田 昭男	監査委員会事務局長	佐々木 清
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井 初男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事務局長	増本 義宣	議事調査GL	児玉 竹丸
書記	倉田 英治		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1番 明木一悦君、2番 秋田雅朝君を指名いたします。ここで、本定例会の一般質問の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長、杉原洋君の報告を求めます。

- 杉原委員長 失礼いたします。過日、議会運営委員会を開き、一般質問の取り扱いについて協議いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。一般質問の取り扱いについては、本日1日のみといたしました。質問は届け出順とし、時間制限は設けず、3回までといたします。以上、報告を終わります。

- 松浦議長 一般質問の運営については、ただいまの委員長報告のとおり、本日1日のみといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のとおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。19番、岡田正信君。

- 岡田議員 議長。おはようございます。19番、日本共産党の岡田正信です。さきに通告をいたしましたとおり、合併いたしましてから、その間、行政運営の結果について、まず第一にお伺いするところであります。さきの定例会の冒頭あいさつの中で、市長みずから評価と長年にわたる政治活動といいますか、地方自治にかかわった経過を述べられたことは、自己点検ということで私は承知したところですが、通告に基づいて質問をいたしますところに、私はこの市民の目線が合併後、だんだん変わってきているということから聞きますところに通告しているわけですが、それは先だっても9月の財政報告書にも見られますように、非常に財政上厳しいということが伺える。さらには合併当時の新設合併と言え言葉はいいのですが、ある面では対等合併とも言わ

れている。こういう中で、旧6町からのこのいろいろな課題が持ち込まれたと。これは市民も承知しているところです。市民の目線がどのように変わったかと言いますと、やはり、変わったと言いましても、まだ4年ですが、各町のそれぞれの住民が全体的な安芸高田市の状況が、それなりに旧町の住民それなりにつかめかけた状況ではないかというように言われているところです。

最近ではマスコミでも報道されましたように、大きく言えば外交問題にかかわる問題ではありますけども、米軍の沖縄での事件、あるいは餃子事件にもありますように、輸入農産物、冷凍食品の農薬の問題、あるいはまだ死亡が確認されておりません、イージス艦の衝突事件、これらを見てから日本の政治もあるいは世界における食糧危機といえますか、食べ物の危機の問題、あるいは暖冬による地球温暖化の問題、これらを市民がマスコミを通じて、目が開けたと言えれば開けたような状況が大きな情勢の変化というように伺うところです。

さて4年間のこういう状況の中で、市が行われた合併後の問題、解決するのに外圧とって私は表現しておりますが、国の問題もあります。さらには今申し上げました世界的な温暖化の問題もありますが、さし当たって安芸高田市に大きな影響は、やはり地方交付税の小泉内閣から構造改革の端を発したといえれば、そこで一つの区切りと申しましょるか、スタートと言いましょるか、それまでもありましたけども、特にそういう状況が各自治体を大きく揺るがしていると。当市におきましてもその影響が出たのが、現在に至っていると言っても過言ではないと思います。

そういう点から考えますときに、この難局の市政を携われたかじ取り、市長も基本計画あるいは合併ができた当時を振り返っての法定協からのごあいさつの中でもたびたび報告されておりますが、将来は大変財政難の時代が来ると、厳しい時代だと、合併したのはまさに生き残りの一つの地方自治体が生き残るための合併だと、今まで経験したことのない合併であるというように言われているように、市長は将来の見通しも考えてのいろいろな表現をされております。そういう中であって、どのように今日の財政状況を踏まえ、あるいは市民の目線がどのように変わってきているか、感じておられるかまず最初の1点目にお伺いするところです。

2つ目の問題では、具体的に合併した当時は53項目の協定書を結ばれていると。これは議員各位もですが、市民の皆さんもご承知のことと思います。市長としてこの項目の中でいろいろありましたけども、53項目ですから、これがひとつ心残りだというのがあってはないかと私は指摘したいのです。それは、いろいろと料金の問題とか項目の中でありました中でも調整はされてきて現在に至っているわけですが、旧6町からの独自の事業を、旧6町それぞれ事業を行ってきておりますことを、当初16年度の予算ではそのまま引き続いて行われた

と。これはそのとおりであります。だが、見直していく順序といたしましては、長くかかるものもあろうし、これから手をつけなくてはいけないこともあろうし、残っていることがたくさんあります。まだ、議会でも、あるいは執行部の中におかれましても、旧6町の古代いうたら大げさですが、古いものが残っていることも明らかになっていない点多々あると私は思います。

そこで、旧法律がありました同和対策事業の関係で申し上げますと、その成果といいますか、旧町がそれぞれ行ってきたその成果はハード面では確かに一定の評価をされることもあります。しかし、ソフトの面ではいまだにその問題が総括されていない、ここに大きな安芸高田市のひとつの、何といたしまししょうか、負の遺産といいますか、総括されていないところからスタートしておりますから現在にも至っている点が私はあると思います。それは、協定書の中でも同和対策事業というところに位置づけてありますように、個人に対する給付制度はなくなりましたが、教育の面では依然として国の法律ができたといましても人権という形で、同和対策事業の中に人権対策事業ということではめ込めてありますから、その点はいまだに引き継がれていると、私は考えておりますが、その点の心残りが市長としてもあるのではないかと、総括をされていないところからスタートされたということについてお伺いするところですが、市長のご見解をお伺いします。

質問があれば、また再度質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、国・県との関係の中での行政経営についてのお尋ねであったと思います。高田郡6町が合併した当時は、国・県の合併推進策を活用することによって、高田郡6町が抱える課題が早期に解決できるという判断があり、このことが高田郡6町を合併に導いた大きな要因でもあったわけです。この判断は間違いではなく、向原町の特別養護老人ホームの建設、第2庁舎、クリスタルアージョ等の整備は、合併をしたからこそ可能であったというように思います。今後整備される葬斎場や清流園の大規模改修も、合併特例債の活用ができなければ、市民に大きな負担をかけることになるはずで、合併の効果であると考えています。また、合併をしなかった市町村の実態を見ますと、安芸高田市においては福祉や保健を初めとする市民サービスが一定の水準を保つことができていることは、合併した市町村への交付税の特例加算があるからこそ可能になっていることが理解できます。

こうしたことを見ますと、高田郡6町の合併は大筋としては正しかったと確信しています。ただ、合併後に国が行いました三位一体の改革は、地方財政を疲弊させ、一方で合併の目的であった本来の地方分権は、残念ながらまだ進んでいない、これが実態であると考えており

ます。

安芸高田市においても厳しい財政状況に追い込まれており、さらに平成26年から交付税の特例加算が段階的に縮小することを考えると、今後、厳しい行財政改革を実施し、財政健全化計画に沿った行政経営を行う必要があります。合併後4年を経過した段階で、こうした状況になったことはまことに財政状況が厳しいということは残念なことではあります。しかしこのことは結局、主な財源でありました地方交付税が減ってきたと、もう既に国はかつて合併前には20兆円の地方交付税を地方に交付税として流しておったわけですが、現在は、既に15兆円台になったと。4分の1合併をして交付税が減ったということであるわけでごさいます、これは我々の責任ではない、やはり国の大きな流れの中でそういう財政的な逼迫が起こってきたというように考えております。

そういうことで、合併して10年たちます平成26年からは交付税の特例加算が段階的に縮小するということを考えますと、今後厳しい行政改革、財政改革を実施し、財政健全化計画に沿った行政経営を行う必要があります。合併後4年を経過した段階でこうした状況になっておるということは、我々も現実を認識する必要があると思います。

また県においても、厳しい財政状況の中で建設事業を大幅に削減しており、高規格道路の東広島高田道路等には配慮していただいておりますが、県道原田吉田線の工事の中断を含め県道整備に大きな影響が出ています。また、県の農業振興策については、さらに厳しい状況になっていることは、皆さん御存じのとおりであります。

こうした国・県の状況が、建設計画に計上した事業の執行に影響を与えていることは、否定できない事実であると認識しています。

次に、合併協定書の52の協定項目の実施状況についてのご質問です。合併後の4年間でこの協定項目の大半は実施されたと考えています。ただ、建設計画に挙げました具体的な事業は、最初の質問でもお答えしておりますように、国・県の関係で既に影響が出ていますが、建設計画の計画期間である今後6年間の事業執行においても大きな影響を受けると考えています。また、市民サービスを公平に実施していくために必要な事務事業の調整も、大半の事業において実施してまいりましたが、水道使用料、防犯灯の管理、地区集会所の管理等の課題は現在進めておりますが、まだ完全に実施したというところまでいっておりません。

安芸高田市の地域経済が大変厳しい中で、市民の皆様に負担をお願いすることは極めて心苦しいことではありますが、避けて通ることができない課題でもあります。市民サービスを公平に提供していくことは行政の基本であり、合併の課題を今後に残すこととなりますが、新しい市長をお願いをしたいと考えております。

よろしく願いを申し上げます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

19番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

1番目の国・県の影響力が例えばどのように影響しているのかという点では、合併した当時はその影響もそうなくて、特例加算があつて10年間は大丈夫だろうと、その後が大変厳しいというような内容でしたけども、先ほども申し上げましたように市長のこれまでの行政経験から、長い経験の中から、合併当初のごあいさつや、それからいろいろな出版物のごあいさつの中にも、また当初予算の施政方針の中でも将来は大変厳しくなるという見通しは既につけてあったわけですよ。見通しはあつていたと私は思います、その当時でも。それは国の地方交付税が当初よりは5兆円ぐらい減っているから各自治体にそのしわ寄せが出てきているというところも、これは国の政治の課題だと、責任だと言われればそのとおりですが、その中にあつてあとは新しい市長に任せると言われますが、その状況の中で市長がかじ取りをされている中で、冒頭通告している中身の具体的な点で申し上げましたように、そういう中であつても対等合併でありますから、いろいろな荷物をそのままひっくるめて合併したわけですから、課題がたくさん残っていたことも、法定協ができたその前から私が記憶しておりますのは、この合併は、平成13年の研究会から始まっています。そういうところから考えますと、当時の高田郡の会長をされて、その中でいろいろなコンセンサスも得られて、将来の展望も持たれて、その課題がやはり残っているということは、市長の政治姿勢にかかわる大きなウエイトを占めると思います。

いろいろとこれまで4年間私なりに議会なり、あるいは各課の仕事の部位を見ましても、6町の方々が一つの課にすべて入っているとは思いませんけども、そこの本住といいますか、各町の職員がそこに例えば産業振興課から産業振興課、総務課なら総務部の一つの課というときに、お互いに各町の仕事のあり様、あるいは課題についてどう取り組むかということが、なかなかスムーズに移行できなかったのではないか。それが先だつての旧八千代町の第3セクターの問題とか、あるいは防犯灯の問題にしましても、それなりの町の施策が本当に腹を割って話せる状況ではなかったのではないか。それを市長、やはりリーダーシップのウエイトは大きいと思うのです。その点について再度お尋ねしますのと、2番目の問題としましては、具体的には書いておりませんが、冒頭申し上げましたように、旧町の時代にありました同和対策事業の流れが、市長らが市長なりに総括できてなくて、出発したということが当初の16年度予算には反映しておりますし、それが尾を引いていると言つてもいいのではないかと、それが職員の長年にわたる事業がハード的にはプラスの面もありますけども、ソフトの面では学校教育におきましても、民間企業におきましても、あるいは行

政サイドの仕事場におきましても大きな影響があったではありませんか。そういう問題を総括しないで、スタートしたのが今日まで続いているのが、大きな安芸高田市の職場で働きやすい環境づくりが、リーダーシップをとられた市長としては欠けているのではなかったかというところをお尋ねします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

同和問題の対応ということのご質問です。これも52項目の合併協定の中に同和対策・同和教育事業の取り扱いということで、52項目の中で整理をしております。この整理の段階では随分、同和の組織の皆さんとも論議をしてまいりました。そのことが一定の整理をして合併協定の52項目の中に載せたわけです。

基本的には今まで奨学金とか老人福祉の補助金とか、いろいろな補助金がありました。この補助金は基本的には廃止するというので、廃止の方向で話を進めてまいりました。このことについても随分いろいろ論議をしたわけでありましたが、この4年間で一応すべての補助金を全廃することができました。そのことはひとつの成果であろうと思います。

問題はソフトの面で、もちろんこれは国で法律でも決めておりますように、やはり人権を守るという運動、これは人類普遍の課題でありますので、これは今後とも人権を守る運動というのは続けていかないといけないし、我々の責務であると考えております。

しかしこの4年間で、かつてのような糾弾をするような同和問題というのは一つも起こっておらず、それは対応によってはそういう問題が起こったかもしれませんが、しかし、それは合併協定に基づく決まりを皆さんにもすべて守ってもらったということでございますので、私はこの4年間で同和問題についての課題というのは、我々が協定で申し上げておりますような方向に進んできた、このように考えておまして、今後とも人権を守る運動というのは、引き続いて、この同和問題だけではなく、人類すべての普遍の課題として我々はやっていく必要があると考えております。

それから、それぞれの合併前の町が持っていたいろいろな課題がそのままになって引き継がれているので、それをこの4年間のうちにかなりは整理できたと思います。しかし、合併協議をする段階でも議員の皆さんも御存じだと思いますが、すべて丸裸にして平等にして合併するというのは、これはとてもできることではないわけで、その当時、議員さんの代表とか市民の代表の皆さんも合併の委員でおられたわけですが、まず、安芸高田市にこの高田郡の6町がなるのだと、ひとつになるのだという方向で、余り細かいことを言うのはやめようではないか、それぞれ各町課題を持って合併するのだから、うちのと

ころは完全だということはないのだから、簡単にわかりやすく言いますと、着のみ着のままでひとつ合併しようじゃないかと、細かいことを言っていたら合併にならないということで合併をしたわけです。そのことは皆さんも承知で合併なさったわけなので、その後いろいろな課題はやはり出てきます。出てきますが、一つ一つその課題は解決して、ほぼこの見通しが立ったのではなかろうかと思えます。

先ほど水道料金、下水料金とかいろいろな料金の統合を図るということも協定の中にあるわけです。これは今やっておるところでございますし、防犯灯の問題にしても集会所の払い下げの問題にしても、今やりつつあるということでございますので、そこらへんはご理解をいただきたいと思えます。大きな課題というのは、大分前に向いて行き出したかなという感じがしますので、ひとつご理解を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

これをもって岡田正信君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

7番 塚本近君。

○塚 本 議 員

7番、新政会の塚本近です。通告いたしております合併後の成果と課題について伺います。

児玉市長は、昨年12月定例会において次期市長選への不出馬を表明されました。今回、最後の一般質問となりますが、よろしく願いいたします。

安芸高田市は、旧6町が合併し本年3月1日を迎えると満4年になります。広島県内で14番目の市として、また平成の大合併として、県内で最初の新設合併により、市政施行という形で誕生しました。合併にあたっては、2年かけて6町の速やかな一体化を推進するために合併協議会の回数を重ねて、それぞれの地域の個性を生かした新市の均衡ある発展と、住民の福祉の向上を図るよう、合併後の新市のまちづくりの指針となる新市建設計画が策定され、児玉市長はその新市建設計画に基づいて、広域的な視点に立って、効率的な施策の推進、また、行財政の基盤の強化、改革に取り組み、今日まで合併による効果を求めて来られました。

児玉市長は、高宮町時代を含め、28年間、行政の指導者として、市町の地域発展にご尽力いただきました。今日まで対話を中心に私たちをリードされ、そのことが、国、県でも大きく評価されております。退任を前に、この4年間を振り返り、どのような成果と課題を感じておられるのか伺います。

最後に、今日までのご功績に感謝し、私の質問といたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの塚本議員のご質問にお答えいたします。

合併後の4年間の成果と今後の課題についてということでございますが、定例会初日に申し上げましたことと、重複する部分もあろうかと思われませんが、お許しいただきたいと存じます。

今改めて振り返ってみますと、合併後のこの4年間というものは、私にとっては本当にあつという間の4年間であったと感じております。広島県では14番目の新しい市として誕生しました安芸高田市の初代市長として、合併後の市政を担ってまいりましたが、大きな混乱もなく市政を一定の軌道に乗せることができたものと考えており、一方ならぬご理解とご支援をいただきましたたくさんの市民の皆様や、特に議会の議員の皆様のご支援に対して、心からお礼を申し上げたいと存じます。

私の地方自治にかかわる人生は、29歳のときに旧高宮町の来原農協の専務理事に就任した時から始まったと思います。今日まで40数年に及ぶものであろうかと思いますが、この間、特に高宮町では35歳で町会議員にさせていただき、3期12年の間に議長を3年ほど務めさせていただきました。その後46歳で町長に就任し、足掛け町長6期24年、また最後に安芸高田市初代の市長として1期4年を務めさせていただきました。

とりわけ、高田郡6町の合併と安芸高田市の誕生、そして安芸高田市を軌道に乗せるこの4年間は、私の地方自治にかかわる人生の中で、最も重要な1ページであったと考えるわけでございます。

特に合併の問題は、私は順調に行ったようには見えますが、実際のいろいろな論議の中身を振り返って見ますと、一歩間違えればばらばらになった可能性のときもあったというように思うわけでございます。先ほどの岡田議員さんのご質問にも申し上げましたように、小さいこと言っていたのでは合併にならないので、とにかく今のままで合併しようと皆さんがご協力いただいたその結果であろうと思います。

特に、悪い例でよそのことを申し上げたら申しわけないですが、一番近い島根県の邑智郡は、うちより人口が千人くらい少ないんです。町村の数は7つ、うちより1つ多いですが、この邑智郡というのは「ぐんぐんおおち」というアンテナショップを広島に出したり、随分まとまりのよかった郡なのですが、結局、最終的には合併をして7つの町村が4つになったというようなことでございます。

江津へ一番近い桜江町は江津へ行くということで、江津へ行ったんです。それから広島県に近い大和町と邑智町は、2町が合併をして今、美郷町になっております。それから、羽須美と瑞穂と石見は合併をして邑南町になりました。真ん中にあつた川本町は、川本警察や川本高校などすべて邑智郡の中心であったわけですが、人口五千人足らずですが。この川本町がたった一人ぼっちになって残ってしまった。結局4つになったということでもあります。いろいろ、私は三

江線の関係でよくあそこに会議に行きますが、何でこんなことになったのかと話をしますと、お互いに財政の問題で言い合いをしていたら、とうとうこんなことになってしまった。川本は将来、中心になるということで随分立派な公民館やプールやらホテルまで上につくっておりますが、そういうものをつくって川本が一番財政的にはしんどいので、川本とは一緒にならんというおかしな結論を出されて、本当に合併であったかどうかということでもあります。

そういう点では、安芸高田はそういうことを抜きにして、とにかく一緒になろうということをやってもらったことが、今の礎を築いておるといえるように思うわけでございまして、本当にみなさんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また合併後は、合併協議で一番大きな課題でありました向原町への特別養護老人ホーム、それから、第2庁舎・総合文化保健福祉施設を竣工していただきましたし、また、広域の葬斎場についてはまだ最後の結論は出ておりませんが、建設場所は決定をしていただいて、理解の努力は最後まで続けていく必要があると思うわけでございます。

また、東広島高田道路については、着工にこぎつけることができましたし、国道54号の可部バイパスもあと4年すればトンネルの下まで来る状況になりました。議会でもたびたび申し上げておりますように、工場誘致をするのも努力しないといけません、やはり安芸高田というのは、広島に近い、それから東広島へも空港へも近くなるという要素がありますので、そういうものを道路交通網の整備をして、ここへ住んでいてよそへ勤めることができるような、そういう環境をつくり出すことができる、そういう道路網は、今、見通しが立ってきつつあると思います。

全国総合開発計画というのが、今、5次までやって6次の全国総合開発計画を国が恐らく今回の国会で決定するのではないかと思います、10年10年の国の計画であります、全国総合開発計画というのが今度は全国国土形成計画というのになるようですが、その中でいつも言っているように、地方は二地域居住制の地域ができると。二地域居住というのは、たびたび申し上げているように、広島に住んで勤めているが、週末には安芸高田に居を構えておるといことなんです。しかし、私はこの逆が一番いいと言っているんです。安芸高田へ居を構えて広島へ勤められるとか、東広島へ勤められるとか、そういう環境が今、道路交通網の整備でできつつあるというように私は考えますので、それができれば本当にいい地域になると考えています。

また、安芸高田市のまちづくりのスローガンである「人・輝く安芸高田」を具体化する住民自治組織は、32の組織が誕生し、その活動も軌道に乗りつつあり、昨年は毎日自治大賞を受ける栄誉に輝

きました。今日も応接にあります自治大賞をもう一度見ましたが、去年の3月9日付でございまして、全国一千八百余りの市町村の中から優秀賞ということで3つほど選ばれました。その中に入って、去年の3月に毎日新聞の本社で表彰状を受けたわけではありますが、この32の地域振興会の住民と行政の協働のまちづくりが私は評価されたと、私はそのように考えておりますが、いつも申し上げておりますようにちょっとこの表彰は早いのではないか、合併してまだ3年にしかならないのでという話をしましたが、どこの全国の市町村もこういうことを、住民と行政の協働の組織づくりをやりたいということでがんばっていますが、なかなかうまくいかないというのが実態でありまして、我々のところは、曲がりなりにも表彰を受けたというのは一定の評価を受けたということで、これに甘んじず、今後、これをさらに充実させていく必要があると考えておりますし、この間ありました市民フォーラムの、それぞれ振興会の活動でも随分すばらしい地域の活動があるなど、我々が知らんような活動をされていますので、そこらが今後定着をしていけば、なお一層いい方向に進むのではなかろうかと思えます。

しかし、安芸高田市の将来が決して磐石ではないことは、先ほど来、議員さんのご指摘のとおりであります。現在でも、職員の給与や議員の皆さんの報酬をカットさせていただいて財政運営をしていく状況であり、特に合併後10年まではいいんですが、11年目からは交付税がもうどんだん年に5億円くらい下がってくるということがわかっておりますので、そういうときに備えて我々は今のうちに合理化をしておく必要があると考えておりますので、今後もひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

また、今、全国から安芸高田市の住民自治組織とその活動についての視察が相次いでいます。先ほど来申し上げておりますように、この自治組織の取り組みは、住民自治のあり方、ひいては自治体経営のあり方を示すものとして全国的に注目を浴びているもので、安芸高田市民は自信を持って、この住民自治組織とまちづくり委員会を基盤にした協働のまちづくりを、息の長い取り組みとして続けていく必要があると思えます。

最後になりますが、4年間、安芸高田市の運営にともにご尽力をいただきました特に議員の皆さま、議会の議決がないと行政は何もできないわけでございまして、議員の皆さまのご協力に心から感謝を申し上げ、またご理解をいただいた市民の皆さん、また支えてくれました職員の皆さんに心から感謝を申し上げまして、質問に答えたいと思えます。ありがとうございました。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○塚本議員

再質問ありますか。

ありません。

○松浦議長 これをもって塚本近君の質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時54分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 杉原洋君。

○杉原議員 議長。

14番、新政会所属の杉原洋です。通告に基づきまして教育長にお伺いしたいと思っております。要点のみ簡潔にお伺いいたします。美土里中学校朝光寮閉鎖についてお尋ねをするものでございます。

美土里町にはもともと中学校が北部側に北生中学校、南側に誠和中学校と2校ありました中で人口減少に伴い、児童生徒が年々減少の途をたどることにおきまして、教育効果を上げるために、南側に1校に統合したという経緯があるわけでございます。そうした中で昭和49年より学校から6キロメートル以上離れておる遠距離通学の生徒は、朝光寮に入寮いたしまして中学校生活を送ってききましたが、以来35年ほどたった今日では、道路網や交通事情がよくなってきていますことと、朝光寮の老朽化が大きな原因の一つではなかろうかと思っております中で、教育委員会におかれましては平成20年度までで朝光寮閉鎖の方針を出しておられる説明をいただきました。理解をできないことはありませんが、学校・PTA・地域関係者に十分な説明をいたされまして、理解を求められる必要があるのではなかろうかと思うものであります。

朝光寮を閉鎖することによって、特に次のことについてお伺いをしたいと思っております。一つには生徒の学力に影響が出てこないか。二つ目には交通安全対策はどのようにしていかれるのか。三つ目には、通学について保護者の負担が重くなるのでは。

以上3点についてお伺いをいたします。

○松浦議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの杉原議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知いただきますように、美土里中学校の朝光寮は、昭和49年に旧美土里町の北生中学校と誠和中学校が統合して、美土里中学校の新校舎が完成した際、遠距離通学の生徒に対し、義務教育を保障する観点から、設置された寄宿舎であります。

義務教育の間は、保護者のもとから通学するのが基本であると考えていますが、先ほども話しがございましたように昭和49年当時、学

校統合により遠距離で通学困難な生徒のために、スクールバスにするかあるいは親元を離れて生活する寄宿舎を設置するか、いろいろ検討を重ねられ気候条件や交通事情等から、通学距離が6キロメートル以遠に住む生徒を対象に、寄宿舎が設置されたものであります。開設当初は、定員80名に対しまして73人いた寮生が現在は17名で、定員に対しまして利用状況は21%になっております。また、生桑小学校、北小学校、本郷小学校、横田小学校の4校が統合して誕生いたしました美土里小学校の児童が、現在、公的交通機関を利用して通学している状況の中、寄宿舎の必要性は少なくなったと受止めております。

昨年の8月以来5回にわたり保護者の皆さんと協議を重ね、平成20年度末をもって閉寮する方針で、現在、保護者代表の皆さんと閉寮に伴う対応策としてスクールバスの運行等について具体的な協議を深めており、本年9月には最終的な結論を得たいと考えております。

特にお尋ねの1点目の学力につきましては、寮生に特別な補習授業を行っているわけではありません。すべての子どもに対しまして学力の向上に対しましては、学校長を中心にしながら精力的に取り組んでおり、学力に影響が生じるとは考えておりません。

2点目の交通安全対策につきましては、スクールバスの運行での対応を協議しておるところでございまして、個々の対策は生じないものと考えておりますが、交通安全対策につきましては関係機関とも十分協議を行ってまいりたいと考えております。

3点目の通学についての保護者負担の増につきましては、保護者の負担増にならないよう協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、遠距離から通学されております美土里中学校の生徒の皆さんが、登下校に際して勉強や部活に大きな影響を及ぼさないよう、対応策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

14番 杉原洋君。

○杉原議員 質問にはならないかと思いますが、ただいま一応教育長の方より、理解のできる答弁をいただきましたので、今後の状況を見守っていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○松浦議長 これをもって、杉原洋君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 議長。

さきの通告に基づきまして、一般質問をしたいと思います。

あきの会所属の今村でございます。大卒については4点お伺ひしたいと思ひます。

まず、第一に監査機能のことについてお聞きいたします。御存じのように夕張市の財政破綻以来、地方自治体の財政運営あるいは行政運営に対しまして非常に厳しい視点、それと関心が市民によって向けられてきている状況がございます。今後の地方分権の推進を念頭におきつつ従来にも増して、議会及び住民のチェックという自治本来の機能を発揮し、地方公共団体の財政比率の強化、これが図られないとまらないわけでございます。かかる観点に立って、本来なら監査機能の強化に向けた監査権や行政監査機能が果たされるべく2点についてお伺いいたします。

現在、組織化されております監査委員会のバックアップ体制、及び事務局体制の充実についての考え方がまず1点でございます。2点目として地方財政健全化法施行に向けた監査のあり方についてどのようにお考えになられておられるのか、2点をこのことについてお伺いいたします。

次に大枠2点目ですが、児童生徒の体力学力の向上についてでございます。お示ししましたように10年後に県内トップを目指した体力あるいは学力を備えた児童生徒への施策展開を図られないかという質問でございます。

まず1点目として体力の問題でございますが、体力低下の原因とその対策の長期的展望についてでございます。最近の子どもたちの体格は大変向上していると言われておりますが、どうも体力が伴っていない傾向がと言われております。市内の児童生徒の体格は、県平均あるいは全国平均に比較していかなる状態であるのか、また体力向上に向けて課題とされる、今子どもたちが非常に怪我をしやすい体質であるとか、食生活上の問題、それから運動不足、きちんとした日常生活の生活習慣が乱れておるのではないかと、そこら辺が原因と考えておりますが、それらに対応して体力向上に向けどのような対策を進められるお考えがあるのか、お伺いしたいのが1点目でございます。

次に学力向上対策の問題でございます。幸いにも市内の児童生徒の学力は全国学力テストによりますと、県内の平均を少し上回っております。極めて喜ばしいことではございますが、この学力を教科の成績だけと考えず、私はあえて生きる力と置きかえることが適正であると考えておるわけでございます。その生きる力、学力によって、教科の学力のほかに倫理観であるとか、道徳観を備え、公平・公正の価値観をも備え合わせた社会性、及び規範性が求められるというふうに考えるわけでございます。その学力、すなわち生きる力を向上させ、人間性を高めるために長期的な対策として今後どのような形で教育にかかわっていくのか、その考え方を伺いたいのが2点目でございます。

次に、子どもの図書活動推進についての質問でございます。平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律、これが施行されまして14年度からの新学習指導要領のもとに総合的な学習の時間に

において、多様な教育活動を展開していくために学校図書館の充実が必要とされ、公立義務教育学校の学校図書館の図書購入のための地方財政処置がされてきております。

そこで1点目として、図書活動推進計画の策定とその実施状況についてお伺いし、さらにそれが施行されておりますとすればその効果のほどはいかなるものかということについてお伺いしたいのであります。

2番目に各小学校の蔵書の整備、あるいは蔵書冊数は文部科学省が設定した学校図書標準に比較してどのような充足状況にあるのか。またそのことによって子どもの読書に対する関心はいかなる状態であるのか。

あわせて3点目でございますが、これは図書活動推進の最も基本的なことになりますが、ブックスタートの考えの普及化についてでございます。このブックスタートの考えというのは赤ちゃんの頃から絵本を読んでもらった子どもはそうでない子どもより読書の習慣を持ち考える力が優れている傾向があると一般的には言われています。そのために絵本をプレゼントする活動が注目されておりますが、このブックスタートの考え方を普及化することについて、これを具体化するお考えはないか、このことについてお伺いをしたいのでございます。

大枠4点目でございますが、市境の確定についてでございます。合併前、甲田町と三和町との町界が、実は一部未確定のままでした。この事件については長年にわたり両町関係者、あるいは広島県知事の裁定などいろんな形での動きがございました。しかしながら確定に至らなかった経緯がございまして十四、五年にわたって紛争があったわけでございます。その後、当時、三和町の側から裁判を起こして、地方裁判所、高等裁判書において審理が行われ、平成13年だったかと思いますが、12月13日に判決がございました。そしてその結果、14年1月4日に確定ということになっております。合併後、平成14年2月20日だったと思いますが、当時の三和町と甲田町の町長、議長の協議によりまして、この案件については市町村合併後において確定手続きをとるというようになっておりました。

その後、この合併事務について何も聞いておりませんので、合併後4年を経過して何も聞いておりませんので、いわゆる市政執行上、合併して4年たって、この4年が1クールというふうに考えますと、いい機会だと思いますので、この確定手続きがどのようになっておるかお伺いするものでございます。

以上の質問で当面の質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

まず初めに市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、今村議員のご質問にお答えいたします。

最初に監査機能についてと、次に三次と安芸高田の市境の問題、境の問題について私の方からお答えさせていただきます。

最初に、監査機能のうち事務局体制の充実についてのお尋ねでございますが、現在、監査委員事務局には、事務局長を含めて3名の職員を配置しております。事務局の職員は公平委員会の事務職員と固定資産評価審査委員会の書記を併任しております。

県内で人口規模が類似しております大竹市、竹原市、江田島市の職員の配置状況を見てみますと、大竹市が監査専任で2名配置しております。竹原市、江田島市が兼任で2名配置し、当市と同様に公平委員会の事務職員と固定資産評価審査委員会の書記を併任しております。

このような状況から見てみますと、監査以外の事務量の多少を度外視すれば、本市の職員数は他市と遜色はないものと考えております。

なお、監査対象は事務・事業の全般にわたりますので、委員さん方には、今後とも、各種研修会に積極的に参加していただきますとともに、専門的な知識が必要な監査に外部の専門家を活用する手法などについても検討し、監査機能を充実させてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化法施行に向けて監査のあり方をどう考えているかとお尋ねでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成20年度から地方公共団体の長は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないことにされております。

監査委員の審査に付すことは、比率の正確性を検証していただくと同時に、財政の健全化に資するご意見をいただくということでございます。

平成18年度の決算審査から審査の時期を従前より2ヵ月程度早めていただいておりますので、私としましては、比率を短期間で検証いただけるよう、検証いただく際には、市長部局の職員を同席させるとともに、できる限りの資料を提供するなど、協力する必要があると考えています。

次に、三次市と安芸高田市の市の境のうち、旧双三郡三和町と旧高田郡甲田町との間における、境界の確定についてのお尋ねでございます。この件につきましては、合併時に旧甲田町から引き継いだ課題でありまして、解決をしていかなければならない問題であると認識しております。

この問題は、ご指摘のとおり広島高等裁判所から出された判決が平成14年1月4日に確定いたしましたことに伴い、民事上の決着はついております。

これを受けその後、旧三和町と旧甲田町との間においては、トップ会議を含め協議がなされてまいりましたが、解決に至らず双方とも平成16年3月及び4月に合併を迎えたわけです。

これを引き継ぎました本市においても、また、三次市においても、

合併時の混乱と繁忙の中、具体的な事務を進めることができずに過ぎてまいりましたが、一昨年(平成18年)2月を初回として、三次市管財室との間に事務レベルの協議を始めることができました。

三次市三和町側では現在、国土調査事業が進められており、過去の経緯から該当の箇所については、慎重な対応が必要との認識をされているようでございます。

いずれにしましても、市の境が未確定であることは、対外的に見ましてもまた、市域面積を基に交付される地方交付税の問題をみましても、早期に解決を図る必要があると認識いたしております。

今後は三次市との連携・協議を密にすると同時に、県当局、それぞれの関係部局の指導を仰ぎながら、解決に向け努力する所存でございます。

よろしくご理解を賜りたいと存じます。

なお、児童生徒の体力が学力の向上と子どもの図書活動推進については、教育長の方から答弁いたします。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

今村議員の児童生徒の体力・学力の向上についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちの体力や学力の育成において、長期的な目標を定め、向上を図るために取り組んでいくことは大切なことと考えております。また、毎年度、体力面・学力面における調査等により状況を把握・分析して、その成果と課題を明らかにし、改善事項へ重点的な指導を行うことにより、絶えず向上を図っていく営みが重要と考えております。今村議員の方から冒頭申されましたトップを目指した教育ということでございますが、教育長といたしましては微力ではございますけど、安芸高田市の子どもの目指す子ども像は、夢と志を持った活力ある子どもの育成であり、まさに生きる力を目指しているところであって、県内はもとより全国からも注目されるような安芸高田の教育を目指しておるところでございます。

具体的に話を申し上げますと、まず、体力の向上ですが、3年前の平成16年度の安芸高田市の小学校の体力テストの結果では、多くの課題が見られました。握力、上体起こし、これは筋力とか筋持久力の問題でございます。長座体前屈、柔軟性の問題です。立ち幅跳び、筋パワーの問題ですが、それぞれの種目が全国平均を下回る状況でありました。このような中、平成16年度中途から安芸高田市内の小学校を対象として、国の補助事業でもあります子どもの体力向上実践事業を平成18年度まで実施してまいりました。縄跳びを使った体力づくりや遊びの時間の工夫等を各学校で進めてきたことをはじめ、日常子どもの体力や「食べる、遊ぶ、眠る」などの生活習慣について学校と家庭が協力して3年間取り組んできました。

その結果、平成19年度の体力・運動能力調査においては、小学校では、学年、男女、種目を区分した96項目中80項目、パーセントで言いますと83.3%において全国平均を上回り、中学校においては48項目中28項目、58.3%において全国平均を上回っており、極めて良好な状況と言えます。

なお、平成19年度、市内の美土里小学校は体力づくりに積極的に取り組んだと、あるいは体力だけでなしに、生活や態度も含めて取り組みの成果が出たということで、全国学校体育研究会から全国表彰を受けました。

今後とも、体育授業の充実とともに、小学校では縄跳びを使った身近で継続できる体力づくり、中学校の運動部活動の活性化、家庭や地域での運動を奨励し、元気で活力のある児童生徒の育成に尽力したいと考えています。

次に、学力についてのことでございますが、広島県が実施しております基礎基本定着状況調査、また平成19年度から実施されました全国学力テストにおきましても、ペーパーテストの点だけでなしに学習や生活に関する問題についてもアンケート調査をしておるということでございまして、国語、算数、数学、これを中心に全国学力テストで実施し、広島県は県独自で国語、算数、数学とそして英語を含めた学力テストをしております。この教科にかかりますペーパーに出てきた内容についてとかく評価されるわけでございますが、学力というものは本来的にはそれだけの教科と私はとらまえておりません。しかし、結果に出てきた数値については重要視しながら学校全体で取り組んでいく必要があると思っております。

そこで、本年度の全国学力学習状況調査結果において、安芸高田市は、基礎的、基本的な主として知識に関する問題は概ね満足できる状況にあるといえますが、国語では文章の内容を読み取る力に課題があり、算数・数学については、小学校の算数は概ね全国平均以上の正答率ですが、中学校の数学は、基礎的学習と数学的な考え方を関連させた学習の徹底をより一層図っていく必要があると受けとめています。このため、教育委員会としては、日々の授業改善に当たって、考える力を育てているか、興味関心を高める工夫があるか、具体的な目当てを持ち自己評価をしているか、基礎的基本的な知識・技能を定着させているか、筋道を立てて考え、表現する力を育てているかなど、5つの視点を重視して学校指導を行い、学力定着を目指したいと考えます。

また、教科の基礎的な知識、技能を実生活に活用する力に課題があったことから、子どもの思考力・表現力を伸ばし、課題の改善に参考となる教員の授業を中心に、研修会を企画し、指導力向上に一層努力したいと考えています。さらに、国語科の文章を読み取る力に課題があったことから教科学習においてもことばの力を重視し、学校図書館の活用を一層推進してまいりたいと考えています。

今後も、基礎基本定着状況調査や全国学力・学習状況調査等の分析から、学校は授業改善を図るとともに、保護者にも、学力調査で明らかになった生活や学習に係る課題を提示し、学校と家庭が協力して学力もつき、夢と志をもった活力ある子どもの育成に尽力してまいりたいと考えています。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

[答弁漏れがあるとの声あり]

○松浦議長

失礼しました。

答弁漏れがありますので、図書活動の推進について答弁を求めます。

○佐藤教育長

失礼いたしました。

答弁漏れがありましたので、答弁をさせていただきます。

次に、子どもの図書活動の推進についてのご質問の読書活動推進計画の策定についてお答えします。子どもの読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより豊かに生きる上で、大切な活動です。

この子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、市町村は、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされているところです。

本市においては、現段階では未整備ですが、中央図書館も整備されたことでもあり、生涯学習の拠点としても機能を果たし、読書環境の整備等に力を発揮してまいりたいと考えております。

学校教育においては、各学校で、読書活動推進計画を作成し、子どもたちの読書力の向上、読書習慣の定着を目指して、全教育活動の中で計画的に取り組みを進めております。

今後は、学校・地域・家庭が連携して子どもの読書活動を一体的、計画的に推進できるよう、読書活動推進に関する基本的な計画を策定していくことを検討する必要があると考えております。

次に図書整備、蔵書の充足状況についてでございますが、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定められた学校図書館図書標準に基づいた現在の充足状況は、小中学校19校のうち、100%以上が小学校で7校、中学校はございません。75%以上が小学校5校、中学校3校で、残りの中学校3校は65%未満です。同じく残りの小学校1校は50%未満という状況にあります。

国においては、本年度から学校図書館の蔵書を整備するよう5年間の交付税措置がとられております。教育委員会といたしましては、国の整備計画にあわせ、学校図書館の蔵書の充実を図るため、平成20年度から6カ年の学校図書整備計画を策定し、平成25年度における充足率を、少なくとも小学校95%、中学校85%以上とし児童生徒の主体性を育む学習活動の支援をいたしたいと考えております。

次に、ブックスタートについてでございますが、ブックスタートは、

関係機関と地域ボランティアとの協働により、地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、絵本などが入ったブックスタート・パックを手渡すというものであり、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心の通い合うひとときを持つきっかけをつくることを目的としています。

単に読書活動の推進というだけではなく、絵本を通じて、親子のつながり、地域のつながりを深め、地域みんなで子育てを応援していこうとするものです。

今後、関係部局と協議し、実施について検討してまいりたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

再質問については、午後からお受けしますので、よろしくお願いたします。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問がありますので、再質問の発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

議長。

まず1点目の監査体制のことですが、ご答弁では体制については事務局長を含め、3名体制で公平委員会あるいは固定資産評価委員会等々の書記との併任であり、類似の県内の他市と比較して、遜色はないということですが、問題はよそと比べてどうのこうのというより、監査権の機能がいかに果たせ、市民の前に行政の財政情報の開示、そのことが行われて、その監査の適正性と問題点が指摘されることに意味があるのではないかというふうに考えるわけです。

1点目の監査対象は事務事業の全般にわたり、監査委員会に各種研修会の参加や専門的な知識が必要な部分については、外部の専門家を活用する手法も検討したいということでした。さすれば、例えば具体的にはどういったような分野なり、どういったような業務について、それらの監査を行えばさらに充実させることができるのか、その点についてお示しを願いたいと思います。

2点目の財政健全化法案の施行に伴い、本来なら監査委員会は審査に意見を付して述べられたように4つの指標をもとに、議会に報告し公表しなければならないということについてですが、この新しい法制のねらいは、先ほど出ました各種指標のほかにストック指標あるいは将来負担比率、これらを含めて公営企業はもとより公社あるいは3セ

クなどを含めた実質的な負債による指標などの法整備が必要だというふうになっております。そのためには各分野における情報開示の徹底化が強められて監査委員にいかん執行部としてその状況を整理し、審査に対してはその審査を受けて議会に報告する、公表するということが原則でありますので、それ以降の財政健全化計画策定に外部監査の要求の義務づけが必要だということになってきます。そしてその実施状況を毎年度議会に報告し、公表するという形になりますが、そうなりますと監査委員、委員会及び議会の監査に対する審査というのは、行政運営上大きな責務となってまいります。執行部としてこのことの今後の監査機能強化に向けて、改めてその姿勢についての課題をどういうふうに考えられておられるのか、お聞きしたいのです。

次に2点目に児童生徒の体力・学力の問題ですが、体力・学力とも小学校時代の現状では、小学校時代はある程度成果が上がってきている状況がありますが、総じて言えば、体力、学力とも中学になって落ちているのが今の現状だろうというふうに報告から承るわけです。

このことが中学校になって低下しているという状況を、これにはいかなる問題点があるのか、どういうふうに把握しておられるのかそこら辺についてのご見解を伺いたいと思います。

いずれにせよ、小学校、中学校のこの2面について日常の活動というのが、進め方が必然です。その対応のために教育長の答弁では今後、教員の研修を進めたり、それから保護者との協調性についても推進したいというお答えですが、このようなことをどういうふうに学校側と今後対応する協議をされるのかどうか、具体的な案があればお聞きしたいと思います。

次に子どもの図書活動ですが、現在図書活動推進活動の策定については、未整備だということでした。これが未整備に至った経緯が述べられるのならその理由をお聞きしたいのと、今後の問題として私は小中の関係者による部会なりをつくって、そこら辺の今後、計画策定をされるということですが、その策定にあたってはそういった部会でしっかり協議をする場を設けたらどうかというふうに思いますが、その点についてのご推察についてお伺いをしたいというふうに思います。

さらにブックスタートの問題ですが、これは、るる幼児のことでございますので、教育委員会が中心になって進めるというのは非常に難しいだろうというふうに思うわけです。ご答弁にもありましたように、関係部局と一緒にこのことについて考えるということですが、そこら辺についてより強力な運動を進めるお考えがあるなら、その方向づけについて改めてお聞きをしたいというふうに思います。

次に市境の確定の問題ですが、事務レベルで今、鋭意やっている最中だということですが。私はこのことについて、実際の市政運営上、法務に関する事柄です。法務関係の手続き、あるいは法務に対する事務の弱点が我が市にあるのではなかろうかととらまえるわけです。この

市境のこととは関係ありませんが、例えばある町の施設について本来なら条例を1年前、2年前にしなければならなかったのに、遅れて条例を制定したという例がありました。これらについて考えますのに、やはり法務上の専門化がなかなか欠けるところではあります。そこら辺の体制がやはりこの市境の未確定についてもあるのではなかろうかと推察をするわけですが、そこら辺についての見解があればお聞きしたいのと、具体的に確定に向けての見通しが今の段階でどういった見通しがあるのか、改めてお伺いをして、2回目の質問といたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまご指摘の具体的にどのように監査体制を考えているかというご質問、それから財政健全化法が施行される中での新しい20年度から仕事が出てくる、こういう問題に対する対応ということですが、監査委員事務局長がおりますので、その方からさらに具体的に答弁をさせていただきたいと思えます。

それから三次市と安芸高田市の市境の問題ですが、これは議員ご存知の長年の甲田町と三和町との懸案で、ようやく高裁での判決が出たということをごさいます。具体的に取組めると思いますが、やはり今までの長年の懸案がまだ引っかかって、なかなか前に進まないという実態もあるようです。担当部長からまた報告をさせていただきたいと思えます。

○松浦議長

まず答弁を求めます。

監査委員事務局長 佐々木清君。

○佐々木監査委員事務局長

それでは今村議員さんのご質問にお答えいたします。

外部の専門家の検討ですが、実は監査委員事務局に技術系の職員が配置をされておられません。しかしながら現在、工事関係の監査も定期監査等にあわせて実施をしているところです。しかしながら専門的な知識が足りないといえますか、欠乏しているということもありまして、特にまだ具体的には監査委員とは協議はいたしておりませんが、工事関係の監査を専門の外部の技術士等に委託をしまして、監査をすることを検討してみたいと考えております。

県内の中にも専門の技師、技術系の職員が配置されているのは広島市だけです。その他の市には配置されておられません。こういうこともありまして、ひとつ今の専門の技術士の委託を検討してみたいと考えております。

それから2点目ですが、これはちょっと質問の方がはっきり理解できなかったのですが、将来負担比率のことを言われましたが、そういった将来負担比率に3セク（第3セクター）の負債も算入されるということがありますが、そういったことでよろしいですか。

いわゆる市の出資団体、3セクの監査ですが、平成18年度は神楽門前湯治村を、そして本年度は、市の土地開発公社の現在監査を実施

いたしておるところです。ご質問のように3セクなどへの債務補償につきましては、そこらの経営状況に応じまして、その一定割合を地方公共団体の将来負担として、健全化の判断比率に算入されることとされておりますので、それぞれの自治体にとりまして、3セクの改革が一層重要な課題になるものと認識をしております。今現在、先ほど議員さんから貴重なご提言をいただきましたので、その点につきましても、これから20年度の監査計画を監査委員さんが合議で決定されますが、その際にもそのようなこととお話申し上げまして、監査委員ともそこらの点を十分協議をしまいたいと考えております。

ちよつと的外れかも知れませんが、以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

旧甲田町と旧三和町のこうした境界の関係です。ご指摘いただきますように、18年度等からこうした事務の着手をさせていただいております。先ほど来、法的な弱点があるのではなかろうかというご指摘をいただきましたけども、このことにつきましては、三次市と安芸高田市の両町担当者におきまして県の方と情報の共有をとらせていただいております。ご指摘いただきますような法の処置をとらせていただくということですが、当然、国との確認事項等でもありますので、地方自治法の第9条の2項の規定によって適用するというので、両市の議決等も要するという事です。

さかのぼってみますと、判決がすぐできた時点で、このことは両市で議決されておれば、スムーズにいったのではないかという思いもしておりますけども、その当時のそうした状況等もあつたのではなかろうかと思っておりますけども、今後における事務スケジュールにつきましては、先日来も三次市と協議を重ねさせていただき、三次市の旧三和町の国土調査のやはり境界確定が必要になってきますので、そうした事業との関連性があります関係上、連携を密にさせていただいて方向性のある程度進めさせていただきたいというような考え方を持っております。

三次市で今、非常に危惧されていることにつきましては、判決が出ている関係がありますけども、面積的にも大分、三次市の方が有利になっているということで、全面的な三次市の方が勝った形になっていますので、そこらのところが、果たしてこの事務を進めていくにも大丈夫かという状況の不安は持っておられますので、いろいろそうした市同士の連携を密にしながら、この事務をとらせていただきたいと思います。

当然、法的な関係というのも行政が合併して今年4年の関係になるわけですけど、県の方に派遣をさせていただいて、法制執務の職員の勉強ということもさせていただいております。そういうことにつきましては、十分それは窓口とさせていただいて、この法的な処置をとらせ

ていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○松浦議長 引き続き再質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの再質問ですけれども、教育参事の方から答えさせてもらいます。

○松浦議長 答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事 議長。

今村議員さんのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、体力・学力面ともに小学校は、おおむね県平均・全国平均並みを維持しておりますが、中学校になるにしたがって、低下傾向にあるのではないかというご指摘をいただきました。

部分的には、そういう面もありますが、例えば体力面で見ましたら、平成16年度現在、新体力テストという体力を測定する検査というのを毎年実施しているわけですが、小学校、中学校とも50%弱、全国平均を上回る結果が50%弱という状況でしたが、平成19年度の検査では、小学校、中学校とも約80%以上が全国平均、あるいは県平均を上回るという結果が出ております。これにつきましては、先ほど教育長が申しましたように、毎年こういった調査を実施する中で、重点的な取り組みを行ってきた結果であるというふうに考えております。とりわけ平成16年度から18年度の3年間、文部科学省の委嘱事業であります、子どもの体力向上実践事業という事業に取り組んだ結果は、保護者、とりわけ家庭における基本的な生活習慣の重要性ということを啓発する意味で、大きな成果が上がったのではないかなというふうにとらえております。ただそういった中で、筋力・走力・投力というのは、かなり上回ってきてはおりますが、県平均・全国平均と比べまして若干の上回るというふうな状況にありまして、引き続きの取り組みが必要だというふうに考えております。特に安芸高田市の児童生徒が優れておりますのが敏捷性でございます、この結果はかなりのポイントで、県あるいは全国平均を上回っているという状況にあります。

いずれにしても、今大きな課題であるというふうに考えておりますのが、子どもをとりまく生活環境が大きく変化してきております。議員ご指摘のとおりであります。その中で特に安芸高田市の子どもの場合は、テレビあるいはテレビゲームの視聴というものが、全国の子どもたちに比べてかなり高いという傾向にまだあります。そういった中で、子どもたちが二極化してきている。いわゆる運動好きの子と全く運動をしない、そういった2つのタイプに分かれてきているという傾向が見受けられます。当然、公教育ですので、現在学校で実施しております教科体育の充実。その中でも特に、運動量を確保する体育科

の授業を目指すということで、この二極化に対応していきたいというふうを考えておるところです。あわせて中学校は、現在生徒数は減少傾向にあります。安芸高田市の場合、すべての子どもたちが部活に加入をするという形の中で、運動機会の確保に努めているところ。ご理解をいただきたいと思っております。

それから体力、学力ともに学校との連携ということのご質問ですが、現在学校現場は安芸高田教育推進会という組織を自主的に立ち上げております。これは教育委員会も助成をしておりますが、基本的には市内小中学校の教職員の会費でもって運営をされている組織でありまして、この組織は県内的にも珍しいということで、非常に現在注目を浴びているところ。ここに対してこれまでもそうでありましたが、今後も引き続いて教育委員会としましても、積極的に指導者の派遣等を通しまして、連携を通して特に教科の学習で言いましたら楽しいということと、それから自信を持てる授業を目指していくということの方向性で、引き続いて連携を深めていきたいというふう考えているところ。

図書館につきましても、この中にも現在、小学校中学校が一緒になって組織しております図書館協議会というのがありまして、それでこれは歴史的に長いわけですが、読書感想文等のコンクールを毎年実施してまいりまして、年度末には「しらとり」という冊子を発行しながら子どもたちの読書活動に努めているというところ。

このあたりと先ほどご指摘いただきましたブックスタート、これにつきましましてはご指摘のように、乳児、母親が対象ということですので、教育長も申しましたように、関係部局と積極的に連携をして、実施する方向で前向きに取り組むを進めていきたいというふう考えているところ。

若干漏れがあるかも知れませんが以上です。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○今村議員

ありません。

○松浦議長

これをもって今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員

議長。

15番、あきの会、入本和男。さきの通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1 点目の文化棟の維持管理費についてでございますけど、私も不勉強な点がございまして、本来なら教育委員会の所管と思いましたが、総合センターであるために財政課の方の、市長部局に当たるということでございました。結局、管理体制につきましましては、既にその時点から他の支所等比較した場合に、本庁の場合は、文化棟が合体の管理体

制になつるといふ形になつて、運営する側からしても、今後、管理体制に支障が多少出るのではなからうかと思ひますが、その点も含めて答弁をいただければと思ひます。具体的に、本来なら予算、決算審査で伺ふべきかもしれませんが、最近できたものが既に運営されており、その中ですばらしいといふ反面、我々は計画と実施したチェックをしていかななくてはならない、議決したものの責務がありますので、あえて、この時期に一般質問として取り上げさせていただきます。

最初のクリスタルアーチの全面ガラス等の清掃の計画は、まだ清掃等の実施はないかと思ひますが、今後の予算折衝の中での金額と計画との差異を伺ふものでございます。

2番目のやはりロビー等の空調経費の見込みは計画に対してどうであるのか。

3番目の太陽光の省エネ効果の見込みは計画に対しての、3カ月ではあるかと思ひますが、その経過を伺ふものでございます。また、全体の管理費は先ほど申しましたように、教育委員会がらみと保健的な施設でありますので、そのあたりがどのような管理体制、設計としてどの程度、現在まで見込みが以下になつておるのか、以上になつておるのか、そのあたりを伺ふものでございます。

あえて5番目に挙げているのが、3つの文化施設でございますけど、利用度の関係もあろうかと思ひますが、現在の状況の中での管理費の経緯について伺ふものであります。

次に2番目に安芸高田市学習指導要領についてでございますけど、このたび指導要領が出されているわけでございますが、特に私はこの中で通常よく言われております協働の協の協育、また専門職という観点から4点を取り上げてみました。既に取り組んでおられる、また新学期が既に始まりますので、その取り組みについては現在進行中、並びに策定されているかと思ひますが、教育の現場についての、英語、外国語の取り組みと、それから成果がどのように評価されて20年度に取り組まれるのか。また、現在犯罪が多い中、道徳の取り組みはウエイトが高いものがあるかと思ひますが、そのあたりの取り組みはどのような取り組みと成果が出ていると思ひますが、そのあたりが聞けるのではないかと私は思っています。

また、特別活動とか総合的学習時間の取り組みと成果ですが、現在、要綱におきましては来年度から総合的学習時間は随分減らしておると。しかしながら、安芸高田市においては総合学習の取り組みは道徳等で成果の出ている部分があるのではなからうかと思ひまして、そのあたりの状況を伺ふものでございます。

また中学生の部活の取り組みですが、この取り組みについては非常に生徒数の問題がありまして、今後の部活におきましても、取り組みにおいて指導者問題とか、部活は個人と団体競技がありますので、指導者をどのような位置づけにして取り組まれるのか。また、部活その

ものが学校運営に任せられるのか、それともこのたび土日という日を使ってですね、甲田の場合で言えばハンドボールがあるわけですが、生徒数が少ないという形で市のスポーツの中に入っているものも現在部活のあり方も問われているような状況であります。しかしながら追跡調査を見ますと、うれしいことにこの春、甲田出身のハンドボールのOB坂本君というのが湧永に入社したという、こういう効果も出て、地場に就職できたという一つの成果も出ているわけです。サンフレッチェの場合は、当然、専門職を入れてやっているわけですから、吉田高校からプロになっている方も多いわけでございますが、アマチュアの中でもそうした地道な活動を継続する中で、そういう成果も出ているというのも見逃せないのではなかろうかと。しかしながら生徒数、部活の中でそういう大きな問題もあろうかと思いますが、市が、カヌー、サッカー、ハンドという位置づけの中でこういう問題も欠かせないところがあるかと思えます。そのあたりの取り組みについてお聞かせいただきたいと思えます。

答弁がありまして再質問させていただこうと思えます。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、入本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、文化棟の維持管理費についてのお尋ねのうち、クリスタルアージュのガラスの清掃計画と費用についてでございますが、ガラスの清掃に係る1回当たりの費用としましては、入札における結果にもよりますが、同じような施設を持っております北広島町の例を見ても大体1回50万円前後ではないかと試算しております。また、最低でも年1回は清掃を行う必要があると考えております。

次に、ロビー等の空調経費についてでございますが、空調経費につきましては、年間を通しての維持管理の費用と電気代に分かれますが、いずれも、第1・第2庁舎とクリスタルアージュを合わせたもので一括管理をしている状況から、これらを細部に分けた数値としては分析できておりませんが、大ホールの空調につきましては、LPガスを使用しておりますので、全部を電気で賄う場合と比べると、安価に抑えられるものと考えております。

次に、太陽光発電の省エネ効果についてでございますが、太陽光発電のピークは、やはり夏場にあると考えられますが、使用を始めた9月からこれまでの5ヵ月間で3万4,970キロワットの発電をしており、電気代に換算しますと39万円程度になると聞いております。

次に、全体の管理経費の設計時との比較についてでございますが、先ほど申し上げましたように、庁舎とクリスタルアージュを一括管理している状況と、供用開始して間もないことから、現時点で細かい分析はできておりませんが、今後は、設計時に机上で積み上げた数値と

の比較もしながら、適正な管理と維持管理費の抑制に努めてまいりたいと考えます。

いずれにしましても、施設に導入している太陽光発電、夜間氷蓄熱や地熱を利用する仕組みは、維持管理費を抑制すると同時に、環境対策に資するものであると考えております。

次に、八千代文化施設フォルテ、甲田文化センターミュージズ及び高宮田園パラッツォの管理経費についてのお尋ねでございますが、それぞれ、平成18年度の決算額でお答えをさせていただきます。

八千代文化施設フォルテで776万9千円、甲田文化センターミュージズで1,369万9千円、高宮田園パラッツォで1,382万3千円となっており、これらの内容は、電気料など光熱水費や施設の清掃、警備などの業務委託料、音響設備等の保守点検料が主なものでございます。

なお、安芸高田市の学習指導要領の件につきましては、教育長から答弁をいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただ今の、入本議員のご質問にお答えいたします。

続きまして、安芸高田市の学習指導要領についてということのご質問でございますが、学習指導要領における安芸高田市の外国語教育・道徳教育・総合的な学習の時間・運動部活動についてという順番でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、外国語、英語のことでございますが、外国語教育は、言語や文化に対する知識を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標とし、特に聞いたり話したりする実践的なコミュニケーション態度を育てることを重要視しています。小学校においても中学校においても、そういった意味からネイティブスピーカーである外国人との触れ合いを通して学ぶことが重要になってきます。

安芸高田市においては、現在3人のネイティブALTと1人の中学校英語免許及び小学校英語活動指導資格を持っている国際理解教育指導員を小中学校に派遣しています。中学校では、学級に週1回はALTと英語教師とのチームティーチングができるように、小学校では2、3週間に1回はできるように時間割を組んでいます。成果の一つとしては、今年度2学年を対象とした広島県における基礎・基本定着状況調査では、通過率が県全体より4.6ポイント上回っておりますし、実技については、9.4ポイントも上回っております。また、全日本中学校英語弁論大会広島県大会で上位入賞する生徒が出るなど、児童生徒の学力とともに意欲や興味が増してきていると判断しております。

また、先般公表された改訂学習指導要領において改善された内容の一つに、小学校5、6年生の英語活動の週一回実施があります。改訂学習指導要領は平成23年度より完全実施となりますが、20年度よ

りネイティブのALTを増やしていただくよう予算計上もさせていただきました。国際化時代を迎えた今日、英語に抵抗感を待たない力を身につけておくことは、生きる力でもあり、安芸高田の教育の特色の一つとして、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

総合的な学習の時間についてですが、みずから学び考えるといった主体的な課題解決能力の育成をねらいとして、国際理解、情報、環境、福祉、健康、進路、地域などの学習課題から体験的・問題解決的な学習を取り組んでいく時間です。

安芸高田市の総合的な学習の時間には3つの特徴があります。1つには郷土理解学習です。地域が学習の場であり、地域の方が学習の先生です。子どもたちは地域に飛び出し、地域の中から学習課題を見つけ地域の人に学びながら、問題解決の手法や能力を身につけると同時に、我が郷土を理解し、郷土愛を育てています。全国学力・学習状況調査の意識調査においても、全国と比較し「地域でのあいさつ」「地域の行事への参加」「地域の歴史や自然への関心」などの項目で、地域とのかかわりへの肯定的な回答率が高くなっています。

2つ目は、先ほど説明しましたが、小学校3年生から6年生までの英語活動です。総合的な学習の時間の1/3を英語活動に充て、国際理解教育を推進しています。

3つ目は、中学校のキャリア教育を実施していることです。中学校2年生を主として313人が125事務所で職場体験学習を実施しており、将来への夢や目標が明確になり、自分のよさや、働くことの意義がよくわかったという生徒の声や、生徒の学習の様子が変わったという保護者の声などが多く出ております。

次に、道徳教育についてですが、これからの学校では、家庭や地域と一体となって、児童生徒一人一人の道徳的な自覚を促し、自立を育む中で人間としてよりよく生きる力を育成していく必要があります。

そのためにも、学校、家庭、地域がそれぞれの教育の役割を担い、児童生徒の日常生活の中で道徳性が豊かに育まれる必要があります。

市内各小中学校では、参観日等において道徳の時間の授業公開をすべての学校で行っており、約半数の小学校で、授業公開後、担任の先生と保護者等と授業についての話し合いを行い、子どもたちの健やかな成長に向けて意見を交流しています。

また、道徳の時間において、地域の方などをゲスト・ティーチャーとして招聘し、社会で活躍されている方の生き方や技に触れることにより、自分の目標に向かって挑戦する意欲を向上させたり、よりよく生きることのすばらしさを感じる機会としています。

成果として受け止めているものの一つは、全国学力・学習状況調査の生活意識調査において、「学校のきまりを守っていますか」「体の不自由な人やお年寄りや困っている人を手助けしたことがありますか」という道徳心に関する質問について、全国と比較し、4.6から6.

0ポイント上回っているということです。

新学習指導要領では、道德教育の推進に当たっては、教室だけの学習でなく、発達段階に応じた体験活動を重視しており、今後は、安芸高田少年自然の家を活用し、集団宿泊生活を通して、自然とのふれあいや、創作活動、野外活動などを体験し、集団生活を送る上でのルールやマナーを身につけ、人や自然や文化を大切にする、情操豊かな心の育成を図ってまいります。

最後に部活動についてです。中学校の部活動は、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることをねらいとし、生徒指導上も重要な教育の場となっています。

教育課程に位置づけできないため、他市においては部活動に所属していない生徒もいますが、本市はすべての生徒が所属しています。文化部の数は、少ないながらも学校行事・地域行事でも、大変活躍しています。市の文化の振興の一翼を担っている面もあります。

また、運動部は県大会、中国大会、全国大会へと進出する選手やチームもあります。本市の中学生の体力・運動能力は全国、県と比較して良好な状況にあり、運動部活動のウエイトが大きいととらまえています。

今後の部活動についてですが、生徒数が少なくなる中、チームプレーをする競技については、学校としては今後どのようにするか悩み続けているところですが、各学校の主体的な判断を大切にしながら、地域とも連携をして、適切な生徒の自主活動として生かしていきたいものと考えているところです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

15番 入本和男君、再質問の発言を許します。

○入本議員

文化棟の維持管理費につきましては、今後、予算決算等で具体的に追求する必要があるかと思いますが、やはり中間的にできたら報告等いただければ、我々も決定した者として、今後の経費並びに投資効果等調査したいと思いますので、資料の方整備をよろしく願いしたいと思います。

次に学習指導要領についてですが、確かに学習指導要領の改訂版が出まして、今教育長が言われて、何も問題がないかなともとれるわけですが、一たん中に入ってみますと、先ほどの部活についても、チームプレーは中学校3年から1年までがチームを組んでいるという状況です。これは、3年と1年が同等の練習をこなすということは、成長期において非常に負担、また後遺症の残る部分もあるわけでございます。そういう点から考えて、安易に県の大会に出場できてよかった云々より、学生というものは社会に出る通過地点であります。そのためには成績を重んじることも大事ですけど、部活においては、体力、基礎体力、そういう変形した、障害を持たない子どもを育てるのも大きな

ウエイトがあるわけでございます。

そうしたときに、本当に学校だけに任せておいていいのか、それが学校に任せてでも本来なら部活というのがこの位置づけにありますように、教育の一環とも表現にとどまっておると書いてあるんですね。部活を多くの中学校で行い、生徒のふれあいがふえる、教育面ではメリットを評価する教員が少なくない。しかし教育課程上の活動ではないため、休日、部活に参加しても手当てが少ないなど教員には重い負担になっていると。指導要領で教育過程上の位置づけを明記し、それに見合った対応をすべきとの意見がある一方で、学校と地域の連携強化の観点から部活は地域社会に任せるべきとの意見もあり、賛否が分かれているという県の報告にもあるわけでございます。それもまさに安芸高田市においては、生徒数が少ない面からにおいても、先生の数の中に今後出てきます、保健体育の中に柔道、剣道、相撲というものが出たり、創作ダンスとかフォークダンスというものが現在出ております。そうすると教員の中にもそういう資格を持たない者がいた場合に、教育の一環とした場合に、そこらまで安芸高田市で本当にできるのかどうか、先ほどほかの形でゲストティーチャーと言われましたけど、ゲストティーチャーの整理がどの程度されて何人おられるのかというのも我々は気になるところではございますけど、先ほどのゲストティーチャーの方はどちらかといえば道徳の方で、総合的な学習の時間の中で農業関係が多かったのではなからうかと思ったりするわけです。そうすると、やはり部活というものの位置づけを学校一任ではなくて、ある程度、今から大きな生徒の数の問題、それから体力的な問題等を考えた場合に、大きな部活というものの位置づけが、先生の負担、または先生の指導能力という面からしても大きな問題があるかと思うんですが、このたびの改定要領の中での位置づけを本当に今のようさらさらと答弁された形でこのまま受けていていいのかどうか、もっと部活というものは成績より、本当のマナーとか道徳的なものがあるわけですけど、そういう位置づけに切り替えていかないと、成績をもっていくと大変間違った方向に行くのではなからうかという、今の吉田中学校の場合は人数が多いからいいんですけど、あとは100人を割るような中学校や、1年から3年まで集めてもチームが組めないような状態の中で、あれだけのハードなものをするということは、大変1年にとっては負担だと思いますのでそのあたりを部活について伺うものでございます。

道徳でございますけど、道徳教育の推進を主に担当する道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して展開すると、小中とあわせてあるわけですね。これまた新たな、今まであったかどうかわからないですけど私は、この教師の位置づけをどのようにされて、小中ともやられるのかなというふうに思っております。先ほどの道徳の中にもやはり地域のゲストティーチャーと言われましたけど、団塊世代でOBの方

がおられて非常に優れた方たちが多くおられると思うんですが、そこらの整理も、学識経験豊かな人とよく一般的に言われますけど、そういうところの整理もあって、各学校にいつでも引き出しを開いたらそういう人がおられるというのを、以前から道德だけでなくも技術家庭にしても、それから体育・部活にしてもそういうところがあるかと思うんですが、そのあたりをどのように道德というものを今後、新たに取り組まれるのか伺うものでございます。

それと、英語の件でありますけど、学習指導要領の時間数を見ると、国語、社会、算数、理科はどちらかといえば数字がふえておりまして、一番減っているのが総合的な学習時間が大幅に減になると、これは小中を通じて減っておると、そういう科目に小学校においても外国語活動というのが70時間ですが、中学校においては315というのが420にふえておりますし、それから体育の時間もふえたりしております。そこらあたりを検討したときに、特に私が気になるのが、英語というものが非常に気になりまして、現在の先ほどの説明では、3名、1名、1名というふうに伺ったわけですけど、やっぱりある程度、安芸高田市の特徴というか特色という中に、現に国際交流でニュージーランドとかシンガポールとかされております。それで、私も感動するのは、セレモニーのときに英語でスピーチできるという、我々には想像できなかった時代のものが、それを堂々とやってのける。帰ったらつたない英語でも楽しめたと、国際交流できたということを知ったときに、我々も外国に行って一番初めに体験するのは何かといいますと、やはり言葉ですよね。ある小さな国でございましたけど、そこも世界共通語を勉強するのではなくて、その国の共通語として英語を取り入れている国もあるわけです。だから英語は、国語と同じように日常話せるのが世界というものを考えた場合に、今、何百万人という人間が世界に出ているわけですけど、旅行者を含めると何千万人かと思うわけですけど、そうした文化を広めることによって、また国、地域に帰ってそれを広めるという形も、やはり言葉というのが原点になると思うわけです。そうすると、安芸高田市は各町にALTを1人置いて、本当に英語に取り組んでいくんだという、そういうものも私は特色の一つとしていいのではないかというふうに思っております。

先ほど弁論大会で、英語の追跡調査の中で高校生が全国制覇したという話も聞いておりますが、これもやはり高宮の生徒と聞きますと、やはりそのあたりも英語のニュージーランドというものがやっぱり活きているわけですよね。そうすると自ら自身もパソコンひとつににしてもほとんど横文字で出てくるという時代になったときに、現在小学校でもパソコン導入はやっておられますし、そうすると小学校はここで見る限りは5年生からというふうな形になつてくるわけですけど、各学校に行ったら、階段のところに単語が貼ってあって、分かりやすいキャッツとかドッグとかいうような単語が貼ってありますけど、や

やはりそういう遊びの中にもこれも英語の時間でなくても、あろうかと思うんですよね。そうするともう少し、学校に常に各町に一人くらいの英語の外国人がおられて、それが出入りすることによって日常の会話が楽しめるというのもあろうかと思うんですが、英語に対する現在の状況が予算的に目一杯と言われればそうかもわかりませんが、こちらをもう少し安芸高田市の特徴、子育て支援じゃないですけど、一つの特徴として、英語というものをもっと、必要性を私は感じるんですが、教育委員会として英語に対する、同僚議員が12月に県の方に4人ALTを申請したという話も聞いておりますけど、そのあたりがどうふうな結果になっておるのか分かりませんが、やはり教育委員会として英語というものに、私は英語に対して劣等感を持っておる方ですから、特に英語といえば自信、外国人を見たら積極的に話ができ、また海外、またそういう分野で働くことができることも、日常生活の中で私は大事だと思いますが、くどいようですが、英語についての取り組みを安芸高田としてもう少し踏み込んだ環境づくりをされる気持ちがないか伺うものでございます。

先ほど申しましたけれど、ゲストティーチャーというものは、今度は保健体育の方でもありましたように、今度は和楽器というものがまた秋ごろに出ております、中学校の方では。そういうのも和楽器といえば、私らは三味線とか琴とかいうふうに思うわけですが、そのあたりもゲストティーチャーに頼った方がうまくいくのではないかと思いますけど、やはりゲストティーチャーというのは、地域の協力の協といった場合には、そこらウエートを多く占めると思うわけですね。そのあたりについての今後の、歴史的な、和服を着るとか、いろんな問題が書いてありますけど、本当に現場でできるだろうかというふうな心配もあるわけです。学習要領が毎年どんどん変わって、教育委員会も大変だし、教育委員会が大変ということは、現場はもっと大変、もっと大変なのは子どもが常にころころ変わる学習要領についていけないといけない、これまた大変、それにかかわる保護者がもっと大変、非常に教育委員会はこういう面では、苦情の殺到の場になろうかと思うんですが、そのあたりについて安芸高田市はこうするんだというのをやっていただければ、私は賛同したいというふうに思います。

以上、ちょっとまとまりが悪かったかもしれませんが、再質問にさせていただきます。

○松浦議長

以上、再質問を終わります。答弁につきましては休憩後させていただきます。

この際、14時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 2分 休憩

午後 2時15分 再開



○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの入本議員の再質問に答弁を求めます。

教育参事、永井初男君。

○永井教育参事

それでは入本議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに中学校の部活動でございますが、先ほどの今村議員のご質問の中にもありましたように、現行の学習指導要領も、今度改訂になります新しい新学習指導要領の骨子も、生きる力の継続ということがうたわれております。その中で体力は、御存じのように、生きる力の重要な要素と位置づけられておるわけです。

議員ご指摘のように、部活動というのは生徒の励み、あるいは自分たちの練習の成果を確認するという意味で、対外の試合等に臨むわけですが、決してそれが最終目標ではございませんで、学校の教科体育とあわせて部活動、それらを通じて、運動好きな生徒を育てることによって、将来にわたって身体を動かし、みずからの健康の保持、増進に努める、そういう児童生徒を育てていくのが最後の目標というふうを受け止めております。

生徒数の減少、それに伴う職員数の減少ということの中で、部活動の指導ができる教員の課題、あるいは生徒の負担ということがありますが、これらにつきましては今後引き続いて検討課題ということで取り組みを進めていきたいというふうに思います。あわせて現在、外部講師につきましては、市内6中学校で15名の外部の方の講師をお願いして部活動にあたっている状況にあります。

次に道徳でございますが、これも御存じいただいておりますように、道徳は週1時間の道徳の時間だけで取り組むことではなくて、あくまでもそれは、要ということにはなりますが、道徳教育は学校教育全体を通じて取り組むものとするということがありまして、当然そのことから考えましたら、全教職員の連携、あるいは協力のもとに実施していくことが成果を上げるわけです。そういう意味で、現在もそうありますが、各学校にはその連携調整を図る道徳の担当者というのがあります。あわせて原則、担任が実施するというこの中で、必要に応じてT・Tというふうに言っておりますが、最近では2人で道徳の授業を推進していく方法がふえてきておるということで、ご理解をいただければというふうに思います。あわせて議員ご指摘のように、今後の新学習指導要領では大幅な改定の部分もございます。時間数の増減もあわせて、道徳、それから時間数が減っていきます総合的な学習の時間、それから特別活動、これらの統合的な連携を図っていく中で、現在考えておりますのは、中央教育審議会も指摘していますが、子どもたちの規範意識の低下等につきましては、体験の不足が非常に大きな要因と思われるということがございます。

先ほど教育長も申しあげましたように、来年度新しい授業といたしまして、リニューアルいたします少年自然の家を活用した、長期宿泊体験のモデル校を指定しまして、長期的な宿泊体験による自然とのふれあい、あるいは社会とのふれあい、そういったものを通して新学習指導要領に対応していく新たな取り組みを研究してまいりたいと考えております。いずれにしましても、新学習指導要領の完全実施に向けましては、伝達講習という形で市内の教職員を対象に、新しい学習指導要領の要点等について指導していく計画をしております。

最後に、英語教育、ALTでございますが、議員ご指摘のように財政事情等あるわけですが、教育委員会としましても、外国語に対する少なくともコンプレックスがない、そういう児童生徒を育てていきたいというふうに考えております。そういう意味では、今は小学校におきましては、総合的な学習の時間を使って英語活動を実施しておりますが、新学習指導要領になりましたら、高学年はきちんと教育課程に位置づけられますので、今以上に取り組みやすい、そういう状況も出てくるというふうに受け止めておるところでございます。そういった中で引き続いて可能な限りALT、外国人を活用した英語教育に、市内の一つの特徴ということで、取り組みを充実させたいと考えているところであります。以上です。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○入本議員

ありません。

○松浦議長

これをもって入本和男君の質問を終わります。

一般質問をここで終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

議事の都合により、明日から3月13日まで閉会とし、次回は3月14日午前10時に再開します。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

